

政令第 号

建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十七号）附則第一条第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は、平成十六年七月一日とする。

理由

建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。